

平成 30 年 10 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 30 年 10 月 26 日 (金) 開会 17 時 03 分
閉会 18 時 36 分

場 所 教育委員会室

出席者 教 育 長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)
高橋 護 教育委員
小野 和枝 教育委員
山本 隆正 教育委員
議事録署名委員 福島 知克 教育委員

教 育 庁 稲尾 隆 教育参事
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長
月輪 利生 教育政策課長
姫野 悟 学校教育課長
藤田 一樹 教育政策課参事
亀川 義徳 学校教育課参事兼総合教育センター所長
利光 聡典 社会教育課参事
塩地 美千代 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事

傍 聴 人 0 名

議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について
第 2 別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正について
【議第 43 号】
第 3 別府市奨学生選考委員会規則の一部改正について【議第 44 号】
第 4 別府市図書館管理規則の一部改正について【議第 45 号】

報告事項 (1) 別府市学校教育施設等長寿命化計画の策定について【報告第 19 号】

そ の 他 (1) 「平成 31 年別府市成人式」について
(2) 別府市立山の手・浜脇統合中学校 (仮称) について (経過報告)

※非公開

(3) 11 月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより平成 30 年 10 月定例教育委員会を開会いたします。

まず、一件ご報告をさせていただきます。

平成 30 年 9 月 7 日付けで、平成 30 年度地方教育行政功労者表彰の決定通知がございました。別府市からは、前教育委員の明石光伸氏と現教育委員の高橋護氏が被表彰者として決定されました。去る 10 月 12 日に、文部科学省講堂におきまして執り行われた表彰式で、お二人が文部科学大臣からの表彰をお受けになられましたのでご報告いたします。おめでとうございます。

それでは高橋教育委員さんからひと言お言葉をいただきたいと思っております。

※高橋護教育委員より挨拶

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第 1、議事録署名委員について、本日は福島委員さんをお願いします。

本日の議事のうち、その他（2）、別府市立山の手・浜脇統合中学校（仮称）について（経過報告）は、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、非公開とすることを提案いたします。

お諮りいたします。本件を非公開とすることに賛成の教育委員の皆さんは挙手をお願いいたします。出席者の 3 分の 2 以上でございますので、これを非公開といたします。またこれにつきましては審査順序を入れ替えまして、最後に審議を行います。

◎ 別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第 2、議第 43 号 別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正につきまして、説明をお願いいたします。

学校教育課長 ではよろしくお願ひいたします。議案の 1 ページをお開き願ひます。議第 43 号 別府市奨学金に関する条例施行規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものでございます。今回の一部改正は、大学奨学金に免除規定を

設けたことに関連いたしまして、その免除の仕方ですとか、免除の申請の様式等を条例施行規則に示すものでございます。併せて若干の文言修正をしております。

2ページ3ページに改正の文書がありますが、新旧対照表を用いてご説明申し上げたいと思いますので、6ページをご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっております。まず第8条でございますが、条例第11条第1項下線部分です。この第1項というのは通常の免除、今までもありました。本人が死亡したとか重度の障害を負ったとか、そういう規定です。この第1項の規定により、奨学金返還の猶予又は免除を受けようとするときは、従前は「本人」という表記になっておりましたけれど、これを「奨学金の返還義務者」というふうに文言修正をしております。少し下がっていただきまして、第8条の3をご覧ください。条例第11条、ここからが新設の部分になります。第11条第2項の規定、この第2項の規定が、先般議決いただきました新しい免除規定です。第2項の第1号が住居を構える、別府市に居住すること。第2項の第2号が保育士として勤めるというものでございます。この2項の規定により奨学金返還の免除を受けようとするときは、奨学金の返金義務者は、奨学金返還免除願、様式第11号を使用します。この様式第11号は4ページに記載しておりますので、説明は省略させていただきたいと思いますが、5の「免除の理由」のところチェックボックスが2つありまして、居住要件か保育所勤務要件か申請するようになっております。では新旧対照表にお戻りいただきまして、今3を説明申し上げましたので、次に4です。条例第11条第1項及び第2項の規定による奨学金返還の免除は、すでに返還している部分については行わない、免除になったからといってもう納めてくれた分は返しませんよということでありまして、

7ページをご覧ください。次の5です。条例第11条第2項による奨学金返還の免除は、奨学金の返還義務者が次の各号のいずれかに該当する場合は行わないということで、奨学金の返還を滞納した場合、それから市税等の滞納がある場合、この2点でございます。それから第9条をご覧ください。ここから少しややこしくなりますが、条例第11条第2項の規定による奨学金返還の免除は、奨学金の返還義務者が10年間で月賦により奨学金を返還する場合に行うもの、つまり、10年間の12月で120回ローンですよということでございます。免除の基準は次の各号に掲げる場合に依拠してということで、(1)別府市内に居住の事実がある場合、(2)別府市内の次に掲げる保育所等で保育士として勤務。この勤務の事実とは、月の勤務日を20日以上とし、1日の勤務時間を6時間以上とする労働条件で雇用等されているものに限るということで、たった1日2日働いてもだめです。2、3時間の部分的な勤務でもだめです。いわゆる正規としてきちんと雇われているということの規定でございます。それからずっと下線部分を読み進めていただきまして、ア、イ、ウをご覧ください。保育所等とは何かということで、アが市の設置する保育所、公立の保育所。イ、児童福祉法第35条第4項の認可を受けた保育所。ですから認可外の保育施設は含まないということでございます。ウ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で規定する認

定こども園。この3つに勤めた場合を保育所等とみなします、という規定をここで明確にしたものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 保育士になる場合は、反社会的勢力に属してないとか、してませんとかいうことは署名するんですか。

学校教育課長 この奨学金返還の免除に関する契約の際に、提出を求めるようにします。

高橋委員 第9条のア、イ、ウ、かなり厳格に規定をされていらっしゃるんですが、これはいいとか悪いとかいうよりも、例えば私学の幼稚園の保育士さんに就職ができたというケースの場合は、やはりこれに該当するということがよろしいのでしょうか。私学の場合はどうなりますか。

学校教育課長 私立の幼稚園につきましては、まずウの認定こども園、例えば溝部学園さん、私たちはひめやま幼稚園と言っていますが、認定こども園ですのでそういった場合は該当しますが、認定こども園となっていない単独の私立幼稚園の場合は、今回は含まれません。

小野委員 別府の場合は、私学の幼稚園で当てはまらないところはどこかあるのでしょうか。

学校教育課長 幼稚園から認定こども園になったところは、今私たちが把握している中ではひめやま幼稚園さんだけで、別府の中で名前の通っている私立幼稚園は皆さん単独の幼稚園ということになります。あと2園認定こども園があるんですが、ここについては保育所が認定こども園となっておりますので、幼稚園ではひめやまさんだけです。

福島委員 待機児童は、認定こども園に入らないと待機児童から解消されないんですよ。

学校教育課長 国の政策の基本的な考え方は、待機児童は保育所または認定こども園で受け皿としていると。

福島委員 どちらでもいいんですか。

学校教育課長 どちらでもいいんです。通常、保護者が働いていて、保育の必要があるお子さんは保育所か認定こども園。認定こども園の良さは、保護者が働いていなくても、保育の必要がなくても通うことができますので、そういった非常に弾力性のある施設です。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。別府市に居住がある場合と保育士になった場合は、

奨学金返還の免除の対象となる規定を設けたという内容でございます。

山本委員 同じ第9条の(2)のところ、月の勤務日を20日以上とし1日の勤務時間を6時間以上とする、という条件ですが、若い女性が多いと思いますが、産休育休、場合によっては介護休暇、そういうふうな場合は、条件を満たさないということになるのでしょうか。

学校教育課長 括弧の中にありますとおり、休業期間中のものを除かせていただいておりますので、その期間については空白期間といえますか、そういうところで考えております。

山本委員 その間は返済はしなくていいんですか。

福島委員 明記していたほうがいい。産休で休んだときにね、免除期間になっているか、免除期間じゃないかというのは、あとで疑義が生じますよ、多分。要するに次の代、その次の代の人が迷いますよ。

学校教育課長 もう少し分かりやすいように。

福島委員 書いていたほうがいいですね。

学校教育課長 わかりました。

寺岡教育長 その他よろしゅうございますでしょうか。
他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第43号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第43号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市奨学生選考委員会規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第3、議第44号 別府市奨学生選考委員会規則の一部改正につきまして、説明をお願いいたします。

学校教育課長 別府市奨学生選考委員会規則の一部改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めるものでございます。

10ページをご覧ください。今回、奨学生をどの学生に決定するかという
ことの決定の前の委員会の委員の構成を変更いたしたく提案するもので

ございます。10 ページの真ん中あたりに、第 2 条第 1 項中「11 名」を「7 名」に改め、同条第 2 項中「、教育長」を削り、「教育委員」の次に「2 名」を加え、「市長、市議会議員代表」を「社会福祉団体代表」に改める、としております。別途表を配布させていただきましたので、2 枚を横並びでご覧いただければと思います。まず、実名が入っているほうです。これは 29 年度の選考委員会の委員の皆様でございますが、11 名でございました。長野市長はじめ小野委員までで構成してございましたが、今回はまず別府市長を削除して、2 番目の市議会議員代表、常任委員会の委員長を削除いたしまして、民生児童委員代表は 2 名変わりません。枠として変わりません。学識経験者も変わりません。この学識経験者の後に、社会福祉団体代表として別府市の社会福祉協議会に入っていたとくということを考えております。別府市の社会福祉協議会に入っていたとく理由でございますが、社会福祉協議会が、私どもの高校生の奨学金制度とタイアップして、教育委員会の奨学生に選ばれなかった生徒に、セーフティネットとして、若干の奨学金を支給しようという連携した取組をやっておりますので、選考の中身を知っておいていただいたほうがいいたろうということで、委員として新たに盛り込みました。それから中学校長代表、そして教育長と教育委員の皆様 4 名、合計 5 名が教育委員会からご出席いただいておりますけど、教育長を除外いたしまして、教育委員の皆様方 4 名のうち、2 名の方に委員をお引き受けいただきたいと思っております。合計で 11 名から 7 名の減になりますが、まず、全体的な数を減らしたことにつきましては、大分市が同じようなことをやっております、大分市が人数的には 11 名なんですけど、その 11 名の中には執行部の委員が入っていたと思います。ですから除くとおおよそ同じような数になります。それから佐伯市も同じような数になります。それから大分市も佐伯市も市長、議員は入っておりません。一番近いのが日田市で、副市長と議員が入っています。人数的に今までは別府市の 11 名が他市と比べて多い状況だったということと、市長と市議会議員は市民の選挙で選ばれている方で、こういった選考には、あまりご迷惑をおかけしては申し訳ないなということから、他市に倣いながらこの 7 名、この枠で今回改正を考えているものでございます。ご審議のほどよろしく願います。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 市議会議員に入ってもらったほうが良いのではないですか。

高橋委員 氏名は伏せられて分かりませんから、選考の段階で〇〇さんから願いが出ているということは分かりませんので、忖度のしようがないのかもしれませんが、でもやっぱり一番関わりがあるのは、増額してもっと多くの子どもさんたちに別府市の奨学金を利用させていただきたいということから考えると、選考の段階から議員さん自ら見ていただくということは大事なところなのかなとは思いますが。

小野委員 議員さんも毎年違う方が出てみえるので、こんな奨学金だったんですかとか聞かれたりすることがありますね。こんな状態だったらかいいうふうにやっぱり考えるみたいで、返すんですかとか聞かれたりすることもあります。

寺岡教育長 そうですね、この数年間は特に問題は生じておりません。ただ、議会で言われましたのは、増額をすべきだと。まだたくさん経済的に困難な子どもさんがいるのに、ということは言われました。教育委員さんが心配されているように、議員さんが入っていたほうが良いという部分もありますが、今課長が提案しましたように入らないほうが良いときもございましてですね、そこは一回協議させていただきまして。

山本委員 ちょっと話が変わるかもしれませんが、委員会だと委員長を選ぶと思いますが、前の構成ですと多少上下があるのかなと思いますが、今回は横並び感が強くて、誰が委員長になるんだろうと。それはどの辺を想定されているのでしょうか。

学校教育課長 お手元の議案の 11 ページと 12 ページをご覧ください。今回は第 2 条のアンダーラインのところを改正でございしますが、第 3 条に任期は 1 年とする、これは変わっておりません。新旧同じ要領になっております。第 4 条のところ、委員長及び副委員長ということで、委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する、ということで、これまでは慣例といいますか、明確に議長は誰がするということはなくて、教育長がしてきました。

高橋委員 教育長は入らないのでは。

教育参事 この会則の第 4 条で委員長は会務を総理し、となっておりまして、あくまでも委員長に選ばれた方が総理する、議長は議長としてお願いすることになります。

山本委員 それではこの教育委員の中に教育長が入る可能性もあると。

教育参事 いえ、今回提案している内容からいけば教育長は入られませんので、例えば教育委員のどなたかに委員長をお願いするとか、あるいは学識経験者に委員長をお願いするというような形の互選になると思います。併せて、先程意見をお聞きしたんですが、首長と議会代表者が選考過程に入るかどうかについては、確かに多数の応募があったときに、枠があって落選する学生がいるということの現実を知ってもらう意味があるとは思いますが、ただ一方で、やはり市民から選挙で選ばれる方々が、他市を見ると入っている場合もあるし入っていない場合もあるので、どちらも適法違法という問題ではないのですが、私たちとしては、客観的

に事務的に選考したほうがいいのかという判断をさせていただきました。

ただ私も、最後の山本委員が言われた誰が委員長をするかというところは、再考したい部分がありますけど、今のままでいけば、この7名の中から互選によって委員長を決めることになります。

寺岡教育長 いかがでしょうか。首長と議会関係は除外するというございですが。

山本委員 教育長を除外する理由は何かあるのですか。

教育参事 ここは確かに私たちもちょっと迷ったところですが、もし今の議論をお聞きして、教育長が入っておいたほうがいいのかということであれば、教育委員さん2人をお願いすべきなのか、教育長が入るべきなのか。ただ教育長は最終決裁権者なので、委員会で選考したのに対して教育長が最終決裁しますので、そういう意味で関与しないわけではありませんので、こういう判断をさせていただきました。

寺岡教育長 提案どおりということによろしゅうございませうか。委員長につきましてはどうでしょうか。

福島委員 やっぱり教育長がいいんじゃないかと思ひますね。

教育参事 教育長が入って教育委員1名という案と、教育委員が2名という案を、私たちのほうでは検討した結果、今日は教育委員2名という提案をさせていただいたんですけど、やっぱり教育長が入ったほうがいいのかということであれば、教育長が入って教育委員1名、もしくは2名で8名という、あまり偶数は良くないと思ひますけど、そういう案でもという気はしませう。

福島委員 責任の所在が明確になりますよね。奨学金選考委員会で決まったことがあとで覆されるようなことは過去にはなかつたんですけど。

学校教育課長 教育長が1名委員として入るということで、教育委員が1名でよろしいですか。では7名のままで。

福島委員 責任者が入っていたほうがいいでしょう。

寺岡教育長 追加はよろしいですか。

教育参事 先程言つた大分市等の例でいくと、入っている自治体と入っていない自治体がありますので、必ずしも入らなければならないということはないのですが、今言われた部分で選考委員会に教育長が入っておいたほうがいいのかというご意見があれば。

高橋委員 では入っていたほうがいいですね。

寺岡教育長 ではそういう案でいいですか、課長。

学校教育課長 はい。2名のうち1名は教育長で。

福島委員 そして教育長が、先程おっしゃったように議長を務めれば。

学校教育課長 はい。分かりました。

寺岡教育長 その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。
他に質疑もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第44号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第44号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市図書館管理規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第4、議第45号 別府市図書館管理規則の一部改正につきまして、説明をお願いいたします。

教育次長兼社会教育課長 13ページでございます。別府市図書館管理規則の一部改正について別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第2号の規定により議決を求めます。

現行と改正案の横並びのものを作っておりますので、15ページをご覧くださいと思います。この規則の改正につきましては、12条の図書資料の弁償について、図書資料を亡失、又は破損した者は、代替品又は相当する代価をと、現金又は相当する資料、類似品、同等品で弁償してください、というのが現行です。でも実際にこの状況ですと、現金という場合が想定されます。実際に現金をもらう場合に、そのなくなったものがいくらのものかという判断も難しいですし、現金をもらっても、それで同等品を図書館が取得することが困難です。お金は歳入として入れるだけで、歳出予算がそれでプラスされるわけではないので、この現行ですと、本がどんどん減っていく状態になるんです。今はそういうことが懸念されるので、極力同等品又は替わる資料を弁償していただいております。ということで、この現金という項目を抜いて、右の改正案のとおり、破損又は汚損した者は、その代替品（同等品を含む）を弁償しなければならない、現金をなくす、ということで改正をしたいと考えて

おります。また、この規則は平成 31 年 4 月 1 日からの施行ということで考えております。以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 これに該当する件数というのはどれくらいあるんですか。アバウトでいいから。

教育次長兼社会教育課長 ちょっと今手元に資料がございませんが、アバウトで 10 件弱ぐらいです。

福島委員 皆無じゃないんですね。

高橋委員 現代人を考えると、何か無礼失礼をしたときにすぐお金に替えて、お金で弁償すればという発想も無きにしも非ず、むしろ多いかもしれないですね。それで、例えば借りている本が大変高価な物であった場合、同等品を探さなければいけない。ところが、古書だった場合なんかは、とてもじゃないけどもうありませんので、その弁済の仕方って、むしろ借りた方が苦勞するのかなと、大変な思いをするのかなということで、何かもっとやりやすい方法というのは。

教育次長兼社会教育課長 そういうことで、同等品と、価値も同等なものを、同じものがなければ、例えば同じ本がなければそれに類似する同様な種類の資料であり、同等の価値が想定されるものを弁済してくださいというお話をして交渉します。

福島委員 それは大丈夫ですか。何も明記されていないけど。もし悪い人だったら、値段が 10 倍になっていると。そしたら、それを持って帰ってなくなったと。確か定価が 1,000 円だったから、1,000 円くらいの絵本かなにかを返すなんて、そういうことができないようにしておかないと悪いんじゃないですか。

教育次長兼社会教育課長 現金は認めないということと、そこは同等という判断を、当時定価は 1,000 円だけど、今その本を買おうとすると、例えば 10,000 円になっているかもしれない。今の価値で 10,000 円相当の類似する本、または同じものを返してください、ということで交渉します。

小野委員 そんな高い本を貸し出すんですか。

教育次長兼社会教育課長 貸し出せない郷土資料もありますけど、貸せる本もあります。

福島委員 明確化してなくていいんですか。これだったら何か返したらいいという感じですけど。

山本委員 うちの病院の中に図書館が、図書館といっても自由に見られる図書があるんですけど、結構漫画本シリーズをばーっと置いていて、どれぐらい取られるかなと思ったら、やっぱり取られるんですよ。それが、古本屋で売られていたりするんですけど、そういう故意に中古のほうに流れていくというような、そういう事例とかもあるんですか。

教育次長兼社会教育課長 我々の今回改正したい理由はですね、本を失くしたと嘘を言って高く売って、現金なりこれでお金で賠償しますということがあると、どんどん本が少なくなるということを懸念しているんですね。だから、それなりの同等品または同じものを返してくださいということで抑止力にしたいということがあります。ただし、我々がちょっと心配しているのは、この現金というのを残していることによって、どうしても同等品等がないというときの抜け道として、じゃあ現金で現在 10,000 円相当なので、10,000 円ください、ということの抜け道ではないですが、どうしてもものときの道を残しているというのが今の現行です。現状を極力代替品、もしくは同じものを返してもらおうようにしていますが、どうしてもない場合に現金でというケースも、今もゼロではありませんので、そこをどうしてもということであれば、この改正をしなくて現行どおりで極力運用で代替品をお願いしますが、どうしても場合は現金のことも残すことになろうかとは思いますが。現金というのがないと、どうしてもものときがにっちもさっちもいかないというケースがあるかもしれませんが、図書館の司書との打ち合わせで、何がしかの同等品は見つかるだろうという想定の下に改正をしたいということでございます。

福島委員 めちゃくちゃ高くなった本というのは、市立図書館の中にあるんですか。

教育次長兼社会教育課長 貸し出している本が一番高くていくらかということは、ちょっと今私も持ち合わせがないんですが。

山本委員 それはちゃんと貸し出した本に関してこういう規定があるということですよ。貸し出しじゃなくても、そのまま持っていく人ももしかしたらいるかもしれないですよ。そういう事例は別府市の今の図書館ではあまりないんですか。

教育次長兼社会教育課長 それは盗難ということですか。ゼロではないけどほとんどないです。あとは館内で閲覧していて、極端に破いたとかですね、ぐしゃぐしゃといいますか見れない状態にするということは、可能性もありますけど、現状の運用ではまずないですね。よその図書館では、盗まれる件数が非常に多かったというところがニュースで出ていますが、そうなったら誰がしたか分からないので犯罪ですから、これは不可抗力でどうしても失くしてしまったとか、使用に耐えない状態になったというケースです。

福島委員 信じてやるしかないですね。

高橋委員 そうですね。行政はそうですね、お金で返せって言いづらいですよね。ただ今言われた目的の抑止力、そういったところをもっと大事にしていこうように。

寺岡教育長 地区公民館の図書館も適用ですか。

教育次長兼社会教育課長 地区公民館は貸し出しをしておりません。貸せるほどの本も置いておりません。

寺岡教育長 美術館も同じですか。破損した場合は。

教育次長兼社会教育課長 そこは適応しません。

寺岡教育長 ではよろしゅうございますか。
他に質疑もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第45号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようですので、議第45号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第19号 別府市学校教育施設等長寿命化計画の策定についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

教育政策課長 それではお手元にお配りしておりますピンクの冊子をご覧ください。今回作成しました別府市学校教育施設等長寿命化計画は、今後存続する学校教育施設等の保全についての実行計画を定めたものであります。文科省においては、教育委員会が所管する学校施設等を対象として、基本的な方針に基づく実際の整備内容や時期、費用等を具体的に表す計画を2020年度末までに作成するよう要請しており、この要請に基づき本市では長寿命化計画を作成したものです。

※ 別冊資料に基づき、全体の構成を説明した。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。非常に重要な案件でございます。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

福島委員 グルーピングでAとかBとかCとか書いていますけど、何のチェックをもって分けているんですか。

教育政策課長 これは築年数ごとに分けておりまして、20年以下の建物がA、20～40年までがB、それ以上がC、そういった築年数で分けております。

福島委員 クラックの深さとかそういうことは全然関係なく。

教育政策課長 このグルーピングにおいてはそうではありません。クラック等は、また劣化度やそういったことで表しております。

寺岡教育長 65ページですか。今の説明は。

教育政策課長 説明自体は65ページのグループ間の優先度の設定です。

山本委員 前もちょっと聞いたかもしれませんが、鉄筋コンクリートが80年もつかかっていう疑問があって、今建っている鉄筋コンクリートは80年もつかもしれないなと思っているのですが、旧耐震基準の昭和56年か57年ですよね。多分小学校なんかは、僕らが小学生のときに学校は結構建っていましたから、それは多分昭和50年ぐらいで、旧耐震基準の建物が多いのではないかなと思うんです。旧耐震基準も新耐震基準も、その後も耐震基準はもう1回変わったと思うんですけど、ひっくるめてそういう年数だけで区切っていくというので長寿命化が本当にできるのかというのがどうしても疑問なんですけど。少なくとも福島委員が先程言われたように、コンクリートのクラックとか、コンクリートのサンプルを取って、強度が今どれくらいであるかということは、多分やっているとは思いますが、それをやっても鉄筋の数とか太さ、柱の太さもそもそも違う建物ですから、それがほんとにできるのかというのがどうしても疑問なんですけど、その辺はどうなのでしょう。

教育政策課長 確かに委員さんのおっしゃることも分かります。耐震化につきましては、昭和56年6月1日以前の分につきましては、別府市の教育施設は、すでに耐震化は終わっておりますので、今のところはクリアできておりますが、それ以外の元々の構造の中で、当然コンクリート造ですと、劣化等ありまして、中性化の数値で表されるんですけど、例えば既に40年50年経っている建物で、節目の60年で大規模改修しようとしたときに、そういった中性化の検査もしますので、そこであと20年もたないということであれば建替えとなる施設もあるかもしれません。

教育参事 補足説明ですが、まず教育施設の中で、学校の建物については耐震化が100%です。ただ学校以外の教育施設の中には、旧耐震のものがまだ残っています。その旧耐震の建物については、公共施設の再編計画というのがあるのですが、基本的には建替え、複合化の方針で、長寿命化は考えておりません。問題は学校の部分、月輪課長が説明したとおりなんです

けど、その説明が 75 ページにございます。こちらが一番分かりやすいかなと思うんですが、上から下に、YES・NOで流れているんですが、長寿命化の実施の可否を判断するとき、今ちょっと申し上げたように、新耐震基準か旧耐震基準かという振り分けがあります。それで旧耐震基準の場合には、耐震改修をしていけば外れるんですけど、あくまでも途中までは長寿命化を想定した試算、あるいは建替えを想定した試算ということであって、最終的には計画実施段階の躯体の詳細な調査というのがありますので、ここに細かく評価項目として、コンクリートの圧縮強度であるとか中性化の深さとか、こういった調査をしますので、最終的にこの段階でもう長寿命化が無理という建物が一定程度出ると想定しております。その場合には総合的に判断して、一番右の、建替えを実施という形になるので、あくまでも最終的な判断はそういった詳細な躯体の調査をした上で。

山本委員 では一律 80 年というよりも、旧耐震基準のものは、やっぱりある程度早めに建替えるというようなフローチャートになっているということですね。

教育政策課長 何が何でも全て 80 年もたせるというわけではありませんので、80 年もたせるようには努力いたしますが、その中でも検査によってはもたないものはそういった方向転換をしていくということになります。

福島委員 教育施設は全部耐震化は済んでいると言っていましたね。バツテンの梁だけ入れているでしょ。2階建て3階建ての場合は、はちまきしてないでしょ。要するに、建物全体にはちまきしないとコンクリを打ったときに崩れるんです。はちまきしていると崩れないんです。耐震化するときには1階と2階の間にはちまきを入れないとダメなんです。1階と2階、2階と3階は、はちまきを入れないと、コンクリを打っているときの時期が違うから崩れるんですよ。あれでいいのかなと思うんですよ。だから、誰がOKを出したのかちょっと知りたいんですけど。

寺岡教育長 はちまきというのは。

福島委員 校舎があるでしょ。コンクリを1階部分と2階部分と打っていくでしょ。その継ぎ目のところにはちまきを足さないと、鉄板で巻かないといけないんです。ここが割れてグシャッといくんです。

教育参事 耐震化工事にあたっては、建設部、教育委員会、技術職員がおりますので、そういうところで設計発注いたします。また文部科学省からも当然耐震化が終わっているかという調査がありますので、I s 値であるとか、そういった一定の基準を通した上で、文部科学省にも耐震化工事が終わっていますと公表しておりますので、耐震化はされていると私たちとしては判断しております。

福島委員 そうなんですけど、実際誰が検証したのかがね。

山本委員 地震が起こってでしょうね。別府は6弱の地震が起こっているの、それにはもったわけですよ。

福島委員 そのとき多分、1階と2階の継ぎ目にクラックが入るんですよ、1回目は。2回目はそれが広がる。

山本委員 熊本大分地震のときの被害というのは、学校関係はほとんどなかったですね。

教育政策課長 先程教育参事が言われたように、うちの建設部に委託してするんですが、通常のI s値という耐震の数値が、一般的な数値としてあるんですが、それよりもはるかに高い数値を公共施設には設定して工事しているということです。

福島委員 知っています。県もそれで認定しますからね。だけど実際我々がやるときの計算上はですね、そういう古いものをもたせようとするときは、みんなはちまきをするんです。

教育参事 基本的に耐震化のことについては、一般社団法人大分県建築士事務所協会耐震判定会に意見を求めますので、そこから耐震化のやり方として、承諾を得ていると理解しております。

福島委員 それはそれでいいんですけど、なんか100点の答えは取れていないような感じがするんですよ。

教育参事 そこは、大学の工学部の教授であるとか、専門家が揃っておりますので、誰が検証をしたかということについては、そこに客観的な判断をさせていただいているということになります。ただ、関連してですが、あくまでも耐震化をしたからといって、建物の長寿命化をしているということではなくて、これは全く別問題です。そういう意味では今回の長寿命化計画でしっかりそのケアをやっていくということです。長寿命化計画の一番の目的は、市の財政状況が厳しくて、やっぱり対処療法的なやり方でやると何億何十億という形でかかりますので、予め予防的にやります。ただし、先程山本委員からご質問があったように、もう技術的な部分でこれ以上長寿命化ができないという判断になったときは、当然新しく建替えるという形をとっていくということでご理解をいただければと思います。

寺岡教育長 それから、先程山本委員さんが言われた、熊本大分地震で学校の被害があったかということは。

教育政策課長 確かに校舎に部分的にクラックが入っているところもありますけど、そ

ういった校舎自体が潰れたとか、そういった被害はなかったです。

寺岡教育長 クラックはだいぶ入りましたね。

福島委員 インターから亀川港に向かってが一番動いたんですよね。他は出てないんですよ。だからその辺にあるところが、朝日中学校があつて、朝日小学校があつて、亀川小学校があつて、あの一線がどうなっているか。あれで結構もつていたら、クラックが少なかったら、まあいいでしょう。

寺岡教育長 別府商業高校が結構クラックが入って全く使えなくなつたんです、教室棟がですね。

高橋委員 これはもう要望なんですけど、教育参事さんがおっしゃっていただいたように、税収の収益というのはこれから多くは望めない中で、耐久年数がこれくらいだ、そこまで頑張っていく、ということも分かるんですが、やっぱり子どもたちが毎日通学する教育施設に関しては、やっぱり安心安全というのが大前提ですから、その辺は教育委員会として素早く手を打っていくという意識は持ち続けたいといけないということがございます。だから、何年になったら建替える、何年になったら大規模改修ということも必要なんですけど、基本にはやはり心の意識というものを大事にしていけたらと思います。要望としてお願いします。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他（１）

【概要】 ※社会教育課長より、別府市「平成 30 年成人式」について説明があつた。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より説明がございました。教育委員の皆様、何か質疑等ございますでしょうか。

福島委員 ちなみに、毎回気になっていたんですが、どのくらい予算はかかるのですか。1回これをやるのに。案内状を出す、記念品費、印刷とか。

教育次長兼社会教育課長 記念品と会場費等、全て合わせて 200 万円くらいです。記念品代が 7、80 万かかりますからね。いつもは印鑑にしていたんですが、今回はボールペンとシャープペンが 1 本になつたような物を考えております。

小野委員 記念品は出席者だけなんですか。

教育次長兼社会教育課長 そうですね、その場で引き換えですから。

小野委員 では用意するときは、半分くらいしか用意していないんですか。

教育次長兼社会教育課長 そうですね。

山本委員 よくマスコミがこの日はここの成人式が荒れたとか報道されますけど、別府市の状況というのはどうでしょうか。

教育次長兼社会教育課長 これは、教育委員会の指導主事等総出で、運営にあたっておりまして、他市で報道されるような荒れたところは少ないのかなど。若干元気を出すような人はいますが、指導をしてですね。会場に入らない人や、近隣を車でちょっと走るとかありますが、警察に見回りもしてもらっていますので、そう問題になるような行動はないように最近はあります。

寺岡教育長 その他よろしいでしょうか。2020年からは18歳が成人になりますね。この件につきましても、また担当課のほうで市長部局と協議しながら。

教育次長兼社会教育課長 新成人が18歳ということで、成人式を実行する各教育委員会で議論になっておりますが、国が一定の指針を出すという話がありますので、その指針が出て、それに準じた形で対応する必要があるのかなとは思っております。

寺岡教育長 よろしいでしょうか。では他に質疑等もないようでございますので、この件につきましてもの質疑を打ち切りたいと思います。

寺岡教育長 その他に、教育委員さん何かございませんでしょうか。

高橋委員 タイムリーに今朝の新聞発表で、全国のいじめの件数の記事が出ました。私たちはやっぱり別府市の現状というのを常に把握しておきたいというところからお聞かせ願えませんでしょうか。

総合教育センター所長 いじめの件数ですが、昨年度、認知件数になりますが、小学校中学校で358件になっております。小学校が261件、中学校が97件です。一昨年の28年度は418件、そのうち小学校が367件、中学校が51件になっております。概ね400前後でここ数年横ばい状態になっておりますが、今年度1学期末で調査をしたところ、すでに548件ということで、非常に多くなっているところが現状です。内訳が小学校487件、中学校61件になっております。

寺岡教育長 内容的にはどんな内容ですか。

総合教育センター所長 内容は、一番多いのは冷やかしやからかい、悪口を言うということで、小学生の数が多いのですが、3、4年生が例年多かったんですが、近年は小学校1年生や2年生の中にも嫌なことを言われたということで、把握しております。ただ小学生ですから、根に持って、いじめてやろうとかそういったことではなくて、その場で嫌なことを言われたとか、言い合いになったとかいう報告が挙がっております。

寺岡教育長 ではほとんど学校の中で解決、解消しているということですか。

総合教育センター所長 今のところ今年度は、先程ありましたが小学校のほうが、継続しているということで9件挙がっておりますが、一応解決はできております。ただ今はいじめがあったときに3か月間の見守り期間というのがありますので、その見守りが小学校は9件、中学校は2件ということで、学校と一緒に見守りを行っているところでございます。

高橋委員 深刻な事例があるのかなと心配をしておりましたが、今ご報告いただいた中では、ちょっとした嫌がらせ、ちょっかいを出したとか変なこと言われたとか、そういうところで終わっているならいいですけどね。受けたほうの心の傷がいつまでも消えないような状況があるとちょっと心配ですので、見守りというのを大事にさせていただきたいなと思います。

寺岡教育長 ありがとうございます。全国ではいじめ訴訟で大変な状況の市もありますので、子どもたちを大事に育てていただきたいと思います。

山本委員 関連してよろしいですか。深刻な事例が発生したときに非常に問題になると思うんですけど、そういう学校だけでは解決できない問題での調査委員会とか、そういうものは別府市では設置しているのですか。

総合教育センター所長 いじめ対策基本方針というのが別府市にありまして、それによりまして、いじめの対策委員会というのを設けております。現在、今年度はそういった委員会を使って対応した事例はございません。

山本委員 何かのときにはそういう委員が招集されて、原因究明とか、そういうのを図っていくということで。県にはそういう委員会があって、私も委員をやっておりますけど、呼ばれたことはありませんが。何かあったときが大変ですので、よろしく願いいたします。

寺岡教育長 各学校の中に対策委員会があって、そこで解決できない場合は招集すると。緊急にですね。

総合教育センター所長 はい。

◎ その他（３）

【概要】 ※平成30年11月定例教育委員会の開催日程について、平成30年11月20日（火）17：00より開催することが決まった。

寺岡教育長 その他各課からありましたらお願いいたします。

【概要】 ※社会教育課長より、図書館・美術館整備構想キックオフイベント開催の案内があった。

【概要】 ※教育政策課長より、12月27日（木）11時から総合教育会議が開催される旨の案内があった。

◎ その他（２） ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開となりますので、一般の傍聴の方と報道の方は、ご退席をお願いいたします。

※関係課以外退席

寺岡教育長 それでは別府市立山の手・浜脇統合中学校（仮称）について経過報告をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 これで、全ての日程を終了いたします。以上を持ちまして、平成30年10月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。